

令和4年 第9回

川西市教育委員会（定例会）議案書

川西市教育委員会

目 次

- 議案 第10号 川西市奨学資金条例を廃止する条例の制定について
- 議案 第11号 川西市中学校給食センター設置条例施行規則の制定について
- 議案 第12号 令和5年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について
- 議案 第13号 社会教育委員の委嘱について

議案第 10 号

川西市奨学資金条例を廃止する条例の制定について

川西市奨学資金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するについて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和4年5月18日提出

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

提案理由

奨学金の新規貸付を廃止するにあたり、議会の議決を得る必要があるため、本案を提出する。

川西市奨学資金条例を廃止する条例

川西市奨学資金条例（昭和51年川西市条例第17号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の川西市奨学資金条例（以下「旧条例」という。）の規定により奨学資金の貸与を受けている者（旧条例の規定により奨学資金の貸与を受けた者を含む。）に係る旧条例の当該奨学資金の貸与、返還その他の手続に関する規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（川西市奨学基金条例の一部改正）

- 3 川西市奨学基金条例（昭和56年川西市条例第10号）の一部を次のように改正する。
第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

議案第 11 号

川西市中学校給食センター設置条例施行規則の制定について

川西市中学校給食センター設置条例施行規則を別紙のとおり制定するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和4年5月18日提出

川西市教育委員会

教育長 石田 剛

提案理由

川西市中学校給食センター設置条例（令和3年川西市条例第26号）の施行に関し、必要な事項を定める必要があるため、本案を提出する。

川西市中学校給食センター設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市中学校給食センター条例(令和3年川西市条例第26号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施学校)

第2条 川西市中学校給食センター(以下「給食センター」という。)が学校給食を実施する学校は、川西市立小学校、中学校及び特別支援学校の設置に関する条例(昭和39年川西市条例第3号)別表に規定する中学校とする。ただし、災害その他の理由により川西市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認める場合は、同表に規定する中学校以外の施設に給食を実施することができる。

(職員)

第3条 給食センターに所長補佐のほか必要な職員を置くことができる。

(職責)

第4条 所長は、教育推進部副部長の命を受け、給食センターの所務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 所長補佐は、所長の職務を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 前2項に定める職員以外の職員は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、給食センターの所掌事務を処理する。

(所掌事務)

第5条 給食センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 中学校給食の献立作成及び給食物資の調達に関すること。

(2) 中学校給食の調理及び配送に関すること。

(3) 給食センターの庶務に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、中学校給食及び給食センターの運営に必要な事項に関すること。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、給食センターの運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年8月1日から施行する。

(川西市教育委員会事務処理規則の一部改正)

2 川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「こども若者相談センター所長」の次に「及び中学校給食センター所長」を加え、同条第7項中「課長補佐」の次に「(中学校給食センター所長補佐を含む。以下同じ。)」を加える。

別表中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次のように加える。

4 教育推進部中学校給食センターに関する事項

事項	部長	副部長	課長
中学校給食の献立を承認すること。			○

(川西市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

3 川西市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和44年川西市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

教育推進部 社会教育課	川西市郷土館	館長	課長補佐
----------------	--------	----	------

」

を

「

教育推進部	中学校給食センター	所長	課長
教育推進部 社会教育課	川西市郷土館	館長	課長補佐

」

に改める。

現行

（課長等の職責）

- 第 5 条 課長(こども若者相談センター所長_____を含む。以下同じ。) は、所属副部長の命を受け、所属職員を指揮監督して、決定された基本計画に基づき、所管事務について実施計画を立案し、所属部長の承認を得て、所管事務の執行にあたる。
- 2 課長は、所管事務の運営について常に意を用い、計画変更を要するもの又は異例に属するものは、そのつど所属部長又は所属副部長に報告し、指示を受けなければならない。
 - 3 課長は、所属職員がその事務の執行について最善の努力をはらい、かつ、有効な方法で執務するよう指導教育しなければならない。
 - 4 課長は、所管事務の執行状況について、整理要約の上、随時所属部長又は所属副部長に報告しなければならない。
 - 5 課長は、所管事務について、所属副部長の職務を補佐し、所属副部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 6 主幹は、所属副部長の命を受け、担当事務の処理に参画する。
 - 7 課長補佐_____は、所属課長の職務を補佐し、所属課長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 8 副主幹は、所属課長の命を受け、担当事務の処理に参画する。

別表第 1（第 11 条関係）

個別専決事項

（中略）

3 教育推進部就学・給食課に関する事項

事項	部長	副部長	課長
1 小学校、中学校及び特別支援学校の学級編制に関すること。 2 学齢児童及び学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の名簿を作成し、就学通知を発行すること。 3 就学義務猶予免除の認可を決定すること。 4 児童生徒の区域外就学等の申請を許可すること。 5 児童生徒の転入・転退学通知書を発行すること。 6 要保護及び準要保護児童、生徒の就学援助の決定及び手続に関すること。 7 奨学資金貸与の手続及び決定に関する事務を処理すること。 8 学校基本調査に関する事務を処理すること。 9 学校園所の給食の献立を承認すること。	重要なもの		軽易なもの

4 教育推進部教育保育課に関する事項

（以下略）

改正後（案）

（課長等の職責）

- 第5条 課長(こども若者相談センター所長及び中学校給食センター所長を含む。以下同じ。)は、所属副部長の命を受け、所属職員を指揮監督して、決定された基本計画に基づき、所管事務について実施計画を立案し、所属部長の承認を得て、所管事務の執行にあたる。
- 2 課長は、所管事務の運営について常に意を用い、計画変更を要するもの又は異例に属するものは、そのつど所属部長又は所属副部長に報告し、指示を受けなければならない。
 - 3 課長は、所属職員がその事務の執行について最善の努力をほらい、かつ、有効な方法で執務するよう指導教育しなければならない。
 - 4 課長は、所管事務の執行状況について、整理要約の上、随時所属部長又は所属副部長に報告しなければならない。
 - 5 課長は、所管事務について、所属副部長の職務を補佐し、所属副部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 6 主幹は、所属副部長の命を受け、担当事務の処理に参画する。
 - 7 課長補佐(中学校給食センター所長補佐を含む。以下同じ。)は、所属課長の職務を補佐し、所属課長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 8 副主幹は、所属課長の命を受け、担当事務の処理に参画する。

別表第1（第11条関係）

個別専決事項

（中略）

3 教育推進部就学・給食課に関する事項

事項	部長	副部長	課長
1 小学校、中学校及び特別支援学校の学級編制に関すること。 2 学齢児童及び学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の名簿を作成し、就学通知を発行すること。 3 就学義務猶予免除の認可を決定すること。 4 児童生徒の区域外就学等の申請を許可すること。 5 児童生徒の転入・転退学通知書を発行すること。 6 要保護及び準要保護児童、生徒の就学援助の決定及び手続に関すること。 7 奨学資金貸与の手続及び決定に関する事務を処理すること。 8 学校基本調査に関する事務を処理すること。 9 学校園所の給食の献立を承認すること。	重要なもの		軽易なもの

4 教育推進部中学校給食センターに関する事項

事項	部長	副部長	課長
中学校給食の献立を承認すること。			○

5 教育推進部教育保育課に関する事項

（以下略）

議案第 11 号関係資料（川西市教育委員会事務局事務分掌規則新旧対照表）

現行

別表第 1（第 6 条関係）			
教育機関を管轄する事務局の部又は課	教育機関	教育機関の長	左の職位
教育推進部 社会教育課	川西市郷土館	館長	課長補佐
	川西市文化財資料館	館長	課長補佐
教育推進部	川西市立中央図書館	館長	課長
	川西市川西公民館	館長	課長
	川西市川西南公民館	館長	課長
	川西市明峰公民館	館長	課長
	川西市多田公民館	館長	課長
	川西市緑台公民館	館長	課長
	川西市けやき坂公民館	館長	課長
	川西市清和台公民館	館長	課長
	川西市東谷公民館	館長	課長
	川西市北陵公民館	館長	課長
	川西市黒川公民館	館長	課長

改正後（案）

別表第 1（第 6 条関係）			
教育機関を管轄する事務局の部又は課	教育機関	教育機関の長	左の職位
教育推進部	川西市中学校給食センター	所長	課長
教育推進部 社会教育課	川西市郷土館	館長	課長補佐
	川西市文化財資料館	館長	課長補佐
教育推進部	川西市立中央図書館	館長	課長
	川西市川西公民館	館長	課長
	川西市川西南公民館	館長	課長
	川西市明峰公民館	館長	課長
	川西市多田公民館	館長	課長
	川西市緑台公民館	館長	課長
	川西市けやき坂公民館	館長	課長
	川西市清和台公民館	館長	課長
	川西市東谷公民館	館長	課長
	川西市北陵公民館	館長	課長
	川西市黒川公民館	館長	課長

議案第 12 号

令和5年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について

令和5年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織(別紙のとおり)について、川西市教育委員会事務処理規則(昭和42年川西市教育委員会規則第13号)第10条第1号の規定により議決を求める。

令和4年5月18日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

令和5年度使用教科用図書を採択するにつき、その方針を決定し、及び協議会委員を委嘱する必要があるので本案を提出する。

令和5年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について

川西市教育委員会

令和5年度使用教科用図書の採択に関して、方針及び組織について次のように定める。

1 令和5年度使用教科用図書の採択方針について

令和5年度使用川西採択地区教科用図書採択に関する方針を、次のとおり定める。

(1) 採択の基本方針

ア 文部科学省及び兵庫県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任の下、公正確保を徹底し適正な手続きを行う。

イ 採択に当たっては、兵庫県教育委員会発行の「調査研究資料」を参考に、当地区の教育的文化的諸条件及び義務教育諸学校間の連携を考慮し、十分な調査研究を行い、慎重に採択する。

(2) 採択の方法

ア 小学校

令和3年度と同一の教科書を採択すること。

イ 中学校

令和3年度と同一の教科書を採択すること。

ウ 特別支援学校及び特別支援学級

文部科学省検定済教科書(下学年用含む)、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書(特別支援学校・学級用)」(以下「一般図書」という。)を採択すること。

(ア) 文部科学省著作教科書

令和3年度と同一の教科書を採択すること。

(イ) 一般図書

一般図書については毎年度異なる図書を採択することができるが、その際、文部科学省発行の「令和4年度用一般図書契約予定一覧」及び兵庫県教育委員会発行の「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書調査研究資料」を参考に採択すること。

2 令和5年度使用教科用図書の採択に関する組織について

(1) 川西市立小・中学校（特別支援学級を含む。）・特別支援学校（小・中学部）教科用図書採択の組織

ア 川西市教育委員会は、兵庫県教科用図書採択地区に基づき、猪名川町教育委員会と共同して川西採択地区協議会（以下「協議会」という。）を組織し、協議会における協議の結果に基づいて、令和5年度使用教科用図書を採択する。

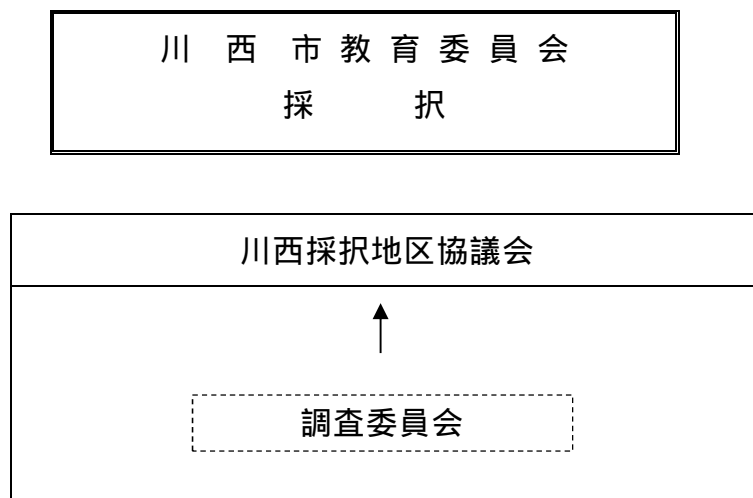
イ 協議会の委員は、規約に基づき、教育長、教育委員、義務教育諸学校校長及び教員、保護者、学識経験者並びに関係市町教育委員会事務局職員より選任する。

ウ 協議会は、義務教育諸学校教員から、調査員を委嘱して、教科用図書の調査研究を依頼することができる。調査員は、調査委員会を組織する。

エ 調査員は、教科用図書について調査研究を十分に行い、調査委員会は、これを協議会に報告する。

(2) 協議会の任務

令和5年度使用教科用図書について、校種、種目及び種類ごとに教科用図書を調査研究し、選定を行い、教育委員会にその種類・理由を通知する。



川西採択地区協議会委員名簿

番号	氏名	居住勤務 区分	選出区分	役職等	就任回数	備考
1	石田 剛	川西市 中央町	教育委員会	教育長	5回目	
2	坂本 かおり	川西市 中央町	教育委員会	教育委員	3回目	
3	若生 雅史	川西市 東多田	義務教育諸学校長	川西市立多田東小学校長	2回目	川西市立特・小学校長会長
4	井上 智美	川西市 新田	義務教育諸学校長	川西市立多田中学校長	1回目	川西市立中学校長会長
5	田中 千晶	川西市 清和台	教員	川西市立清和台小学校教諭	1回目	小学校免許1種、中学校・高校(国語、英語)1種 養護学校(知的)2種
6	古谷 茂政	川西市 加茂	保護者代表	川西市PTA連合会長	5回目	
7	小畑 利宏	川西市 見野	学識経験者	元川西市立小学校長	2回目	元川西市教育委員会教育振興部学校教育室長
8	山戸 正啓	川西市 中央町	教育委員会事務局	教育委員会事務局 教育推進部 副部長(教育 保育担当)	4回目	

川西採択地区協議会規約

(目的)

第1条 この採択地区協議会(以下「協議会」という。)は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき、川西採択地区内の市町立の小学校、中学校及び特別支援学校(以下「義務教育諸学校」という)において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 協議会は、川西採択地区協議会という。

(設置)

第3条 協議会は、次に掲げる市町の教育委員会(以下「関係市町教育委員会」という。)が、共同して設ける。

川西市教育委員会

猪名川町教育委員会

(任務)

第4条 協議会は、義務教育諸学校の教科用図書について、校種、種目及び種類ごとに調査研究し、選定を行う。また、関係市町教育委員会に対して、選定した教科用図書の種類及び理由を通知する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、関係市町教育委員会の協議により定める。

(組織)

第6条 協議会は、委員14名をもって組織する。委員数の割り振りは、次のとおりとする。

川西市教育委員会 8名

猪名川町教育委員会 6名

(委員)

第7条 協議会の委員は、関係市町教育委員会の教育長、教育委員、義務教育諸学校校長及び教員、保護者、学識経験者並びに関係市町教育委員会事務局職員の選出区分に応じて選任し、それぞれの教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は1年とする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、関係市町教育委員会が協議して定めた市町の教育委員会の教育長とする。

3 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、任期の途中で交代した場合における後任の会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 副会長は、会長を補佐し、また、会長に事故があるときにはその職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(教科用図書の選定の方法)

第10条 教科用図書の選定は、第11条第3項の報告及び県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、該当種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書の投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。

4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり投票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(調査員及び調査委員会)

第11条 協議会は、教科用図書に関する調査研究のために、調査員を委嘱する。

2 調査員は、協議会の依頼に応じ、対象となる教科用図書の全般にわたって調査研究を行う。なお、調査研究に当たっては、県教育委員会の「調査研究資料」を参考にするとともに、必要に応じて指導助言を求めるものとする。

3 各教科別調査員代表をもって調査委員会を組織する。調査委員会は、調査研究結果を協議会に報告する。

4 各教科及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の調査員は、それぞれ6名とし、協議会が次の割り振りにより、義務教育諸学校の教員にこれを委嘱する。

川西市 4名

猪名川町 2名

5 調査委員会規程は、協議会の会議で定める。

(資料の公表)

第12条 前条第3項の資料については、関係市町教育委員会において、教科用図書を採択した後、公表する。

2 その他公表する資料等については、協議会の会議で定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(経費支弁)

第14条 協議会に要する経費は、関係市町教育委員会が分担する。

(特例)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、協議会の会議で定める。

付 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日より改正する。

この規約は、令和3年4月1日より改正する。

この規約は、令和4年4月1日より改正する。

川西採択地区協議会規約 新旧対照表

現行	改正案
<p>(調査員及び調査委員会)</p> <p>第1条 この採択地区協議会(以下「協議会」という。)は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき、川西採択地区内の市町立の小学校、中学校及び特別支援学校の<u>小学部、中学部</u>(以下「義務教育諸学校」という)において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。</p>	<p>(調査員及び調査委員会)</p> <p>第1条 この採択地区協議会(以下「協議会」という。)は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき、川西採択地区内の市町立の小学校、中学校及び特別支援学校(以下「義務教育諸学校」という)において使用する教科用図書の採択について協議を行うことを目的とする。</p>

川西採択地区教科用図書調査委員会規程（案）

1 目的

この規程は、川西採択地区協議会規約（以下「規約」という）第11条第5項に基づき、調査委員会の運営について必要な事項を定める。

2 職務

規約第11条第2項により、協議会の依頼に応じ、令和5年度使用教科用図書を審議するに際し、専門知識を生かし、調査研究を行う。

3 調査員及び役員

調査員は、規約第11条第4項により委嘱されたものをもって充てる。

調査委員会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 調査委員会委員長 1名
- (2) 調査委員会副委員長 1名
- (3) 各教科別調査員代表 各教科1名
- (4) 学校教育法附則第9条に規定する教科用図書のみを採択する年度における委員長については、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書調査員代表がこれを兼ねる。ただし、副委員長は置かなくてよい。

4 役員を選出

- (1) 委員長及び副委員長は、調査員の互選により、これを定める。
- (2) 各教科別調査員代表は、各教科調査員の互選により、これを定める。

5 会議

- (1) 委員長は、協議会会長の承諾を得て、調査委員会を開くことができる。
- (2) 協議会委員及び担当指導主事は、随時、調査委員会に出席し、発言することができる。ただし、議決には加わらない。

6 役員の仕事

- (1) 委員長は、調査委員会を総括し、各教科調査員代表より提出された教科用図書の調査研究結果を協議会に報告する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐する。
- (3) 各教科別調査員代表は、各教科別調査委員会を開き、該当教科の教科用図書の調査研究結果を協議会にて報告する。

付 則

- (1) この規程は、令和4年5月30日から施行する。
- (2) この規程の施行の日以後開かれる調査委員会は、協議会会長が招集する。
- (3) この規程は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

令和5年度使用教科用図書採択事務に関する日程（案）

日 程	曜	事 項	備 考
5・18	水	各教育委員会で採択方針・組織議決	
5・30	月	第1回川西採択地区協議会 14:00～ ・協議会委員の委嘱状、任命書交付（両教育長） ・令和5年度使用教科用図書採択について	猪名川町役場 第2庁舎2階 委員会室
5・30	月	第1回教科用図書調査委員会 15:30～ ・調査員の委嘱状交付（協議会会長） ・令和5年度使用教科用図書採択について ・教科用図書調査委員会について	猪名川町役場 第2庁舎2階 委員会室
6・8		教科書展示会開始	会場 川西市立中央図書館 猪名川町教育支援センター
6.23		教科書展示会最終日	
6月下旬		教科用図書採択に関する報告書提出	調査委員会
6・30	木	第2回川西採択地区協議会（調査委員会から説明） 14:00～	猪名川町役場 第2庁舎2階 委員会室
7月中旬		各地教委へ採択に関する報告書提出	一市一町
		各教育委員会で採択 7/21（木）川西市 7/21（木）猪名川町	一市一町
7月下旬		採択教科用図書一覧表を県教委へ報告	市町教委事務局
7月下旬		管内小・中・特別支援学校へ採択教科書を通知 各校へ教科用図書需要数調査（通知）	学校長
8月上旬		教科用図書需要票等を市町教委へ提出	一市一町
8月上旬		教科用図書需要票等を県教委へ提出	一市一町
8月上旬		附則第9条図書需要票を市町教委へ提出	一市一町
8月下旬		附則第9条図書需要票を県教委へ提出	一市一町
8・31		採択に関する事務完了	

議案第 13 号

社会教育委員の委嘱について

別紙の者を社会教育委員に委嘱するについて、川西市教育委員会事務処理規則（昭和42年川西市教育委員会規則第13号）第10条第1号の規定により議決を求める。

令和4年5月18日提出

川西市教育委員会
教育長 石田 剛

提案理由

社会教育委員の任期満了に伴い、新たに社会教育委員を委嘱する必要があるため本案を提出する。

社会教育委員

番号	氏名	住所	選出区分	経歴・活動実績等	就任年月日
1	野崎洋司	市外	学識経験者	有識者 (専門:社会教育、生涯学習、教育行政等) 大和大学教育学部教育学科教授 元湊川短期大学教授、地域連携センター長 元兵庫県教育委員会事務局社会教育課主任指導主事 元兵庫県立こどもの館指導課長 元兵庫県立幼児教育センター主幹 元兵庫県立嬉野台生涯教育センター生涯学習企画調整担当課長 元兵庫県立教育研究所指導主事 元兵庫県立高等学校教頭・教諭 元国立淡路青年の家専門員 等	H30.4.1 (再任)
2	柏木智子	市外	学識経験者	有識者 (専門:教育学、教育経営学、地域教育学等) 立命館大学大学院 社会学研究科教授 立命館大学 産業社会学部 現代社会学科教授 元大手前大学 総合文化学部准教授 京都市立下京中学校学校運営協議会委員	R2.6.1 (再任)
3	上田萌子	市外	学識経験者	有識者 (専門:環境農学、緑地保全学、造園学等) 大阪公立大学大学院農学研究科准教授 元兵庫県立人と自然の博物館研究員	R2.6.1 (再任)
4	倉橋滋樹	市外	社会教育関係者	NPO法人宝塚生涯学習研究会理事長 元宝塚市立西公民館長	R2.6.1 (再任)
5	常行貞臣	市内 (小花)	学識経験者	生涯学習1級インストラクター 元関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センター学芸員 元川西市生涯学習短期大学運営に係る懇談会委員	R2.6.1 (再任)
6	金子愛	市内 (美山台)	家庭教育関係者	川西市PTA連合会役員 元川西市立北陵小学校PTA会長	R2.6.1 (再任)
7	田中薫	-	学校教育関係者 (特・小学校長会推薦)	北陵小学校長	新任
8	大西ゆかり	-	学校教育関係者 (中学校長会推薦)	清和台中学校長	新任

(任期)令和4年6月1日から令和6年5月31日まで(2年)